

# 郵送で市県民税申告書を提出される方へ

## 1. 申告書の作成について

別紙、記載例を参考に、申告書を作成してください。

※事業者の方は、収支内訳書の作成もお願いします。

〔収支内訳書の作成に使用した領収書等は5年間保管が必要です。  
後日、税務調査を行う場合がありますので、必ず保管をお願いします。〕

## 2. 添付書類について

別紙『市県民税申告書添付書類台紙』に必要な書類を貼り付けて提出してください。

※添付書類の返却はいたしませんのでご注意ください。

### 【身元確認書類】

下記、①または②の書類のコピーを添付してください。

①顔写真の付きの書類は1点必要です。

⇒ マイナンバーカード・運転免許証・障害者手帳等

②顔写真のない書類は2点必要です。

⇒ 健康保険証・官公庁が発行した住所と氏名が記載された書類等

### 【マイナンバー確認書類】

マイナンバーカードまたは通知カード等のコピーを添付してください。

### 【所得控除に必要な証明書類】

原本の添付が必要です。(コピー不可)

証明書等を紛失された場合は、発行元から再取得してください。

ただし、障害者手帳や年がまたがっている領収書等、原本の添付が無理な場合は、コピーを添付してください。

## 3. 提出先・お問い合わせ先について

宇和島市役所または支所にご提出ください。

場 所	提 出 先	お問い合わせ先
宇和島市役所	〒798-8601 宇和島市曙町1番地 宇和島市役所 税務課 市民税係	0895-24-1111(代表)
吉田支所	〒799-3792 宇和島市吉田町東小路甲106番地 吉田支所 税務係	0895-52-1111(代表)
三間支所	〒798-1192 宇和島市三間町宮野下835番地 三間支所 税務係	0895-58-3311(代表)
津島支所	〒798-3392 宇和島市津島町岩松甲471番地 津島支所 税務係	0895-32-2721(代表)

## 4. 住民税(市県民税)申告書控えの送付について

申告書の控えが必要な方は、**切手を貼った返信用封筒（住所・氏名の記入をお願いします）**を同封してください。

※ 切手の貼り付けのない封筒が同封されていた場合は、申告書控えの送付は必要ないものと判断します。

## 5. 代理申告について

※ 代理人の身元確認書類については申告義務者（上記2）と同様です。

### 【親族(6親等内の血族・3親等内の姻族)の方が代理で申告する場合】

申告義務者の身元確認書類・マイナンバー確認書類に加えて、申告書を提出する方の身元確認書類を添付してください。

### 【法定代理人が代理で申告する場合】

申告義務者の身元確認書類・マイナンバー確認書類に加えて、代理権を証明する書類と代理人の身元確認書類の**コピーの添付**が必要です。

### 【上記以外の方が代理で申告する場合】

申告義務者の身元確認書類・マイナンバー確認書類に加えて、代理で申告する方の身元確認書類と**委任状**が必要です。

# 申告書記載例

太枠の中を記入してください。

申告の内容について、税務課より確認の連絡をすることがありますので、日中、連絡のつく電話番号を記入してください。

## 県民税 健康保険料 申告書

宇和島市長		現住所	宇和島市		通信日付	※	
提出年月日		1月1日現在の住所	フリガナ		電話番号	新規・修正	
年	月	日	氏名	明・大 昭・平・令	代理人の方はこちらの欄も記入してください。	代理人氏名	
個人番号		生年月日		代理人の続柄			

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13	社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円	
15	生命保険料控除	国民健康保険税		円	
16	地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円
17~19	障害者控除	17 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	18 <input type="checkbox"/> 生不不明 <input type="checkbox"/> 未帰還	19 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	円

**【13番~16番・19番の所得控除について】**  
領収書・控除証明書等の**原本を添付**してください。  
※年がまたがっている領収書等は、コピーの添付でも構いません。例:国民健康保険料

障害者手帳等、原本の添付が無理な場合は**コピー**を添付してください。

20	障害者控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
21~22	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
23	扶養控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
24	基礎控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
25	雑損控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額

別居の扶養親族がいる場合には、裏面「12」に氏名・個人番号・住所を記入してください。

26	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	円
27	医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	円	円

1 収入金額等	事業	営業等	ア
		分譲用生	
		農業	イ
		不動産	ウ
		利子	エ
		配当	オ
		給与	カ
	雑	公的年金等	キ
		業務	ク
		その他	ケ
		短期	コ
		長期	サ
一時	シ		
2 所得金額	事業	営業等	1
		農業	2
		不動産	3
		利子	4
		配当	5
		給与	6
	雑	公的年金等	7
		業務	8
		その他	9
		合計 (7+8+9)	10
		総合譲渡・一時	11
	合計	12	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	13	
	小規模企業共済等掛金控除	14	
	生命保険料控除	15	
	地震保険料控除	16	
	寡婦、ひとり親控除	17 18	
	勤労学生・障害者控除	19 20	
	配偶者(特別)控除	21 22	
	扶養控除	23	
	基礎控除	24	
	13から24までの計	25	
	雑損控除	26	
	医療費控除	27	
合計 (25+26+27)			

収支内訳書を作成し、収入金額の合計額を記入してください。

**○源泉徴収票がある方**  
支払金額を記入し、源泉徴収票の**写し**を添付してください。  
**○源泉徴収票がない方**  
2 ページ目の「6給与所得の内訳」欄と、その合計額を記入してください。

収支内訳書に記入した『所得金額の計』を記入してください。

**○源泉徴収票がある方**  
給与所得控除後の金額を記入してください。  
**○源泉徴収票がない方**  
別紙「所得・控除一覧表」より求めた金額を記入してください。

別紙「所得・控除一覧表」を参照し、金額を記入してください。  
13番の「社会保険料控除」欄は、支払った保険料の合計額を記入してください。

地方税法附則第4条の4の規定により「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」を選択する場合には、記載してください。  
「個人番号」欄には、個人番号(行政手続)の番号を識別するための番号の欄に記載してください。

前年中に支払った医療費の合計額を記入し、『医療費控除の明細書』等を添付してください。

高額医療費や医療保険金などで補てんされる金額を記入してください。

セルフメディケーション税制を選択する場合は区分欄に「1」と記入してください。

**6 給与所得の内訳**

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞					円
合計					円
勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					

源泉徴収票がない方は月ごとの金額等を記入してください。

営業・農業・不動産収入がある方は、収支内訳書に記入した内容を転記してください。

**○所得の内訳(源泉徴収税額)** 〔 8 配当所得に関する事項 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項 〕 を除く

所得の種類	種目	所得の生ずる場所	収入金額	源泉徴収税額

**7 事業・不動産所得に関する事項** ※収支内訳書を添付してください

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	専従者控除額	青色申告特別控除額

**8 配当所得に関する事項**

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費

国外株式等に係る外国所得税額

**9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項**

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費

**10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項**

総合譲渡	短期	収入金額		必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)	
		円	円				円	円
							イ	
	長期						ロ	
	一時						ハ	
ニ 合計							イ	[(ロ+ハ) × 1/2]

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のイに、ハの金額を表面のニに記入してください。右のニの金額を表面の11の所得金額欄へ記入してください。

**11 事業専従者に関する事項**

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 昭・平・令	専従者給与(控除)額
個人番号					
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 昭・平・令	専従者給与(控除)額
個人番号					
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 昭・平・令	専従者給与(控除)額
個人番号					
所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし 合計額					

営業・農業・不動産収入がある方で事業専従者がいる方は、収支内訳書に記入した内容を転記してください。

**12 別居の扶養親族に関する事項**

フリガナ	氏名	個人番号	住所
フリガナ	氏名	個人番号	住所
フリガナ	氏名	個人番号	住所

ふるさと納税の寄付金がある方は、この欄に領収書等から寄付金額を転記し、領収書等の写しを添付してください。

**13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項**

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

西 配 当 割 額 控 除 額	円
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額	

**14 寄附金に関する事項**

都道府県、市区町村分(特例控除対象)
住所地の共同募金会、日本赤十字社、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)
条例指定分
都道府県
市区町村

それぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、左欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

**15 所得金額調整控除に関する事項**

氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 昭・平・令	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所
個人番号						

所得金額調整控除の適用を受ける場合は、別紙「所得・控除一覧表」を参照し、該当する内容について記入してください。

# 所得・控除一覧表

(市県民税用)

## 【所得金額】

所得の種類	内容	所得金額の計算方法																																																																													
事業	営業・農業などの事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額																																																																													
不動産	地代・家賃・権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額																																																																													
利子	公債・社債・預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額																																																																													
配当	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債利子＝配当所得の金額																																																																													
給与	サラリーマンの給与など	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">550,999円以下</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>551,000円以上</td> <td>1,618,999円以下</td> <td>収入金額－550,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円以上</td> <td>1,619,999円以下</td> <td>1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円以上</td> <td>1,621,999円以下</td> <td>1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円以上</td> <td>1,623,999円以下</td> <td>1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円以上</td> <td>1,627,999円以下</td> <td>1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000円以上</td> <td>1,799,999円以下</td> <td rowspan="3">給与等の収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てます。 (算出金額A)</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円以上</td> <td>3,599,999円以下</td> <td>算出金額A × 2.8－80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円以上</td> <td>6,599,999円以下</td> <td>算出金額A × 3.2－440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円以上</td> <td>8,499,999円以下</td> <td>収入金額 × 0.9－1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円以上</td> <td></td> <td>収入金額－1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同一年分の給与所得の源泉徴収票が2枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計額により上記の表を適用してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所得金額調整控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 給与収入が850万円を超え、下記のa～cに該当する場合は給与所得の金額から、次の算式により計算した金額を控除 算式：(給与等の収入金額(上限：1,000万円))－850万円 × 10% a. 本人特別障害者に該当する者 b. 年齢23歳未満の扶養親族を有する者 c. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除 算式：給与所得控除後の給与等の金額(上限：10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(上限：10万円)－10万円 ※(1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に、(2)の金額を控除します。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得の金額	550,999円以下		0円	551,000円以上	1,618,999円以下	収入金額－550,000円	1,619,000円以上	1,619,999円以下	1,069,000円	1,620,000円以上	1,621,999円以下	1,070,000円	1,622,000円以上	1,623,999円以下	1,072,000円	1,624,000円以上	1,627,999円以下	1,074,000円	1,628,000円以上	1,799,999円以下	給与等の収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てます。 (算出金額A)	1,800,000円以上	3,599,999円以下	算出金額A × 2.8－80,000円	3,600,000円以上	6,599,999円以下	算出金額A × 3.2－440,000円	6,600,000円以上	8,499,999円以下	収入金額 × 0.9－1,100,000円	8,500,000円以上		収入金額－1,950,000円	所得金額調整控除		1. 給与収入が850万円を超え、下記のa～cに該当する場合は給与所得の金額から、次の算式により計算した金額を控除 算式：(給与等の収入金額(上限：1,000万円))－850万円 × 10% a. 本人特別障害者に該当する者 b. 年齢23歳未満の扶養親族を有する者 c. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者		2. 給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除 算式：給与所得控除後の給与等の金額(上限：10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(上限：10万円)－10万円 ※(1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に、(2)の金額を控除します。																																				
給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得の金額																																																																													
550,999円以下		0円																																																																													
551,000円以上	1,618,999円以下	収入金額－550,000円																																																																													
1,619,000円以上	1,619,999円以下	1,069,000円																																																																													
1,620,000円以上	1,621,999円以下	1,070,000円																																																																													
1,622,000円以上	1,623,999円以下	1,072,000円																																																																													
1,624,000円以上	1,627,999円以下	1,074,000円																																																																													
1,628,000円以上	1,799,999円以下	給与等の収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てます。 (算出金額A)																																																																													
1,800,000円以上	3,599,999円以下		算出金額A × 2.8－80,000円																																																																												
3,600,000円以上	6,599,999円以下		算出金額A × 3.2－440,000円																																																																												
6,600,000円以上	8,499,999円以下	収入金額 × 0.9－1,100,000円																																																																													
8,500,000円以上		収入金額－1,950,000円																																																																													
所得金額調整控除																																																																															
1. 給与収入が850万円を超え、下記のa～cに該当する場合は給与所得の金額から、次の算式により計算した金額を控除 算式：(給与等の収入金額(上限：1,000万円))－850万円 × 10% a. 本人特別障害者に該当する者 b. 年齢23歳未満の扶養親族を有する者 c. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者																																																																															
2. 給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除 算式：給与所得控除後の給与等の金額(上限：10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(上限：10万円)－10万円 ※(1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に、(2)の金額を控除します。																																																																															
雑	公的年金等、原稿料など他の所得に当てはまらない所得	<p>次の(1) + (2)の合計 = 雑所得の金額</p> <p>(1) 公的年金等の収入金額の合計額 × 割合 - 控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢区分</th> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額の合計</th> <th rowspan="2">割合</th> <th colspan="3">控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="3">※公的年金等所得以外の合計所得</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>1千万以下</th> <th>～2千万</th> <th>2千万超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">以昭和三十一年一月二日以後に生まれた人</td> <td>65歳未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>130万円以下</td> <td>100%</td> <td>60万</td> <td>50万</td> <td>40万</td> </tr> <tr> <td>130万円超～410万円以下</td> <td>75%</td> <td>27.5万</td> <td>17.5万</td> <td>7.5万</td> </tr> <tr> <td>410万円超～770万円以下</td> <td>85%</td> <td>68.5万</td> <td>58.5万</td> <td>48.5万</td> </tr> <tr> <td>770万円超～1千万円以下</td> <td>95%</td> <td>145.5万</td> <td>135.5万</td> <td>125.5万</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>100%</td> <td>195.5万</td> <td>185.5万</td> <td>175.5万</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">以昭和三十一年一月一日以前に生まれた人</td> <td>65歳以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>330万円以下</td> <td>100%</td> <td>110万</td> <td>100万</td> <td>90万</td> </tr> <tr> <td>330万円超～410万円以下</td> <td>75%</td> <td>27.5万</td> <td>17.5万</td> <td>7.5万</td> </tr> <tr> <td>410万円超～770万円以下</td> <td>85%</td> <td>68.5万</td> <td>58.5万</td> <td>48.5万</td> </tr> <tr> <td>770万円超～1千万円以下</td> <td>95%</td> <td>145.5万</td> <td>135.5万</td> <td>125.5万</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>100%</td> <td>195.5万</td> <td>185.5万</td> <td>175.5万</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (1)を除く雑所得の収入金額－必要経費</p>	年齢区分	公的年金等の収入金額の合計	割合	控除額			※公的年金等所得以外の合計所得						1千万以下	～2千万	2千万超	以昭和三十一年一月二日以後に生まれた人	65歳未満					130万円以下	100%	60万	50万	40万	130万円超～410万円以下	75%	27.5万	17.5万	7.5万	410万円超～770万円以下	85%	68.5万	58.5万	48.5万	770万円超～1千万円以下	95%	145.5万	135.5万	125.5万	1千万円超	100%	195.5万	185.5万	175.5万	以昭和三十一年一月一日以前に生まれた人	65歳以上					330万円以下	100%	110万	100万	90万	330万円超～410万円以下	75%	27.5万	17.5万	7.5万	410万円超～770万円以下	85%	68.5万	58.5万	48.5万	770万円超～1千万円以下	95%	145.5万	135.5万	125.5万	1千万円超	100%	195.5万	185.5万	175.5万
年齢区分	公的年金等の収入金額の合計	割合				控除額																																																																									
			※公的年金等所得以外の合計所得																																																																												
			1千万以下	～2千万	2千万超																																																																										
以昭和三十一年一月二日以後に生まれた人	65歳未満																																																																														
	130万円以下	100%	60万	50万	40万																																																																										
	130万円超～410万円以下	75%	27.5万	17.5万	7.5万																																																																										
	410万円超～770万円以下	85%	68.5万	58.5万	48.5万																																																																										
	770万円超～1千万円以下	95%	145.5万	135.5万	125.5万																																																																										
1千万円超	100%	195.5万	185.5万	175.5万																																																																											
以昭和三十一年一月一日以前に生まれた人	65歳以上																																																																														
	330万円以下	100%	110万	100万	90万																																																																										
	330万円超～410万円以下	75%	27.5万	17.5万	7.5万																																																																										
	410万円超～770万円以下	85%	68.5万	58.5万	48.5万																																																																										
	770万円超～1千万円以下	95%	145.5万	135.5万	125.5万																																																																										
1千万円超	100%	195.5万	185.5万	175.5万																																																																											
総合課税の譲渡	土地・営業権、特許権、車輛、機械器具などの譲渡による所得(土地や建物など分離課税される資産以外の資産)	収入金額－資産の取得費や売却手数料など－50万円＝譲渡所得の金額																																																																													
一時	生命保険契約等に基づく満期受取金など	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額(ただし、課税の対象となるのは「一時所得の金額×1/2」に相当する金額です。)																																																																													

## 【所得から差し引かれる金額】

所得控除の種類	適用要件と控除額の計算方法																																																								
社会保険料控除	健康保険・雇用保険・国民健康保険の保険料、国民年金などの公的年金の保険料を支払った場合、前年中に支払った額全額が対象となります。 控除額：支払った額																																																								
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金、確定拠出年金法の規定により国民年金基金連合会が実施する個人型年金の加入者掛金などを支払った場合、前年中に支払った額全額が対象となります。 控除額：支払った額																																																								
生命保険料控除	<p>新契約と旧契約のそれぞれの保険料の支払について、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、それぞれ次の計算式で算出した額の合計が控除額となります。（上限28,000円）</p> <p>（注意）新契約と旧契約のそれぞれの控除額の合計額（上限28,000円）よりも旧契約のみで算出した控除額（上限35,000円）の方が大きい場合には、旧契約のみで控除額を算出します。※全体の控除限度額は70,000円です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">（新制度）平成24年1月1日以降の締結分</th> <th colspan="4">（旧制度）平成23年12月31日以前の締結分</th> </tr> <tr> <th colspan="4">一般の保険料（生命・介護医療・個人年金）それぞれに適用</th> <th colspan="4">一般の保険料（生命・個人年金）それぞれに適用</th> </tr> <tr> <th colspan="2">年間の支払った保険料の金額</th> <th colspan="2">控除額</th> <th colspan="2">年間の支払った保険料の金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">12,000円以下</td> <td colspan="2">支払った保険料の金額</td> <td colspan="2">15,000円以下</td> <td colspan="2">支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超</td> <td>32,000円以下</td> <td colspan="2"><math>(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 6,000\text{円}</math></td> <td>15,000円超</td> <td>40,000円以下</td> <td colspan="2"><math>(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 7,500\text{円}</math></td> </tr> <tr> <td>32,000円超</td> <td>56,000円以下</td> <td colspan="2"><math>(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/4 + 14,000\text{円}</math></td> <td>40,000円超</td> <td>70,000円以下</td> <td colspan="2"><math>(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/4 + 17,500\text{円}</math></td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td></td> <td colspan="2">一律に28,000円</td> <td>70,000円超</td> <td></td> <td colspan="2">一律に35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	（新制度）平成24年1月1日以降の締結分				（旧制度）平成23年12月31日以前の締結分				一般の保険料（生命・介護医療・個人年金）それぞれに適用				一般の保険料（生命・個人年金）それぞれに適用				年間の支払った保険料の金額		控除額		年間の支払った保険料の金額		控除額		12,000円以下		支払った保険料の金額		15,000円以下		支払った保険料の金額		12,000円超	32,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 6,000\text{円}$		15,000円超	40,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 7,500\text{円}$		32,000円超	56,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/4 + 14,000\text{円}$		40,000円超	70,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/4 + 17,500\text{円}$		56,000円超		一律に28,000円		70,000円超		一律に35,000円	
（新制度）平成24年1月1日以降の締結分				（旧制度）平成23年12月31日以前の締結分																																																					
一般の保険料（生命・介護医療・個人年金）それぞれに適用				一般の保険料（生命・個人年金）それぞれに適用																																																					
年間の支払った保険料の金額		控除額		年間の支払った保険料の金額		控除額																																																			
12,000円以下		支払った保険料の金額		15,000円以下		支払った保険料の金額																																																			
12,000円超	32,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 6,000\text{円}$		15,000円超	40,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 7,500\text{円}$																																																			
32,000円超	56,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/4 + 14,000\text{円}$		40,000円超	70,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/4 + 17,500\text{円}$																																																			
56,000円超		一律に28,000円		70,000円超		一律に35,000円																																																			
地震保険料控除	<p>常時居住している家屋などの損害保険料のうち、地震もしくは噴火などの原因により生じた損失を補てんする地震保険料部分が対象となります。</p> <p>損害保険料控除は廃止となりましたが、経過措置として平成18年末までに契約した長期損害保険料については控除が適用されます。</p> <p>地震保険料と旧長期損害保険料をそれぞれ下表の計算式にあてはめ、算出した控除額の合計（限度額：地震と旧長期を合わせて25,000円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地震保険料</th> <th colspan="2">旧長期損害保険料</th> </tr> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払った保険料の1/2</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> <td>5,001円～15,000円</td> <td><math>(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 2,500\text{円}</math></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	地震保険料		旧長期損害保険料		支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額	50,000円以下	支払った保険料の1/2	5,000円以下	支払った保険料の全額	50,001円以上	25,000円	5,001円～15,000円	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 2,500\text{円}$			15,001円以上	10,000円																																				
地震保険料		旧長期損害保険料																																																							
支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額																																																						
50,000円以下	支払った保険料の1/2	5,000円以下	支払った保険料の全額																																																						
50,001円以上	25,000円	5,001円～15,000円	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 2,500\text{円}$																																																						
		15,001円以上	10,000円																																																						
寡婦控除 ひとり親控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">寡婦控除・ひとり親控除の判定</th> <th>控除区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">本人の合計所得金額が500万円以下</td> <td rowspan="10">婚姻なし ※3</td> <td rowspan="2">男性</td> <td>扶養する子あり※2</td> <td>ひとり親控除</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>扶養する子なし</td> <td>非該当</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死別※1</td> <td>扶養する子あり※2</td> <td>ひとり親控除</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>扶養する子なし</td> <td>寡婦控除</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">女性</td> <td rowspan="2">離婚</td> <td>扶養する子あり※2</td> <td>ひとり親控除</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>扶養する子なし</td> <td>扶養親族あり</td> <td>寡婦控除</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>扶養する子なし</td> <td>扶養親族なし</td> <td>非該当</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">未婚</td> <td>扶養する子あり※2</td> <td>ひとり親控除</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>扶養する子なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">婚姻あり</td> <td></td> <td>非該当</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="6">上記以外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 生死不明を含みます。</p> <p>※2 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子であること。なお、扶養親族には事業専従者は含まれませんが、上記の生計を一にする子には事業専従者である子が含まれます。</p> <p>※3 婚姻には再婚、事実婚を含みます。</p> <p>（注意）住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は対象外となります。</p>	寡婦控除・ひとり親控除の判定				控除区分	控除額	本人の合計所得金額が500万円以下	婚姻なし ※3	男性	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円	扶養する子なし	非該当	—	死別※1	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円	扶養する子なし	寡婦控除	26万円	女性	離婚	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円	扶養する子なし	扶養親族あり	寡婦控除	26万円	扶養する子なし	扶養親族なし	非該当	—	未婚	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円	扶養する子なし			婚姻あり			非該当	—	上記以外								
寡婦控除・ひとり親控除の判定				控除区分	控除額																																																				
本人の合計所得金額が500万円以下	婚姻なし ※3	男性	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円																																																				
			扶養する子なし	非該当	—																																																				
		死別※1	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円																																																				
			扶養する子なし	寡婦控除	26万円																																																				
		女性	離婚	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円																																																			
				扶養する子なし	扶養親族あり	寡婦控除	26万円																																																		
			扶養する子なし	扶養親族なし	非該当	—																																																			
		未婚	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円																																																				
			扶養する子なし																																																						
		婚姻あり			非該当	—																																																			
上記以外																																																									
障害者控除	<p>納税義務者である本人または控除対象配偶者および扶養親族（注意1）が障害者である場合に控除できます。</p> <p>控除額：普通障害26万円 特別障害30万円（扶養親族が同居特別障害者（注意2）である場合53万円）</p> <p>（注意1）年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除は平成24年度の個人住民税から廃止されましたが、年少扶養親族が障害者に該当するときは、障害者控除の適用を受けることができます。</p> <p>（注意2）納税者本人またはその配偶者もしくはその本人と生計を一にする配偶者以外の親族のいずれかの人と同居を常況としている特別障害者のこと。</p>																																																								

基礎控除	合計所得金額が、2,400万円以下の方には43万円適用されます。2,400万円を超えるとその合計所得金額に応じて控除額が逓減します。		
	合計所得金額		基礎控除額
	24,000,000円以下		430,000円
	24,000,000円超	24,500,000円以下	290,000円
	24,500,000円超	25,000,000円以下	150,000円
	25,000,000円超		適用なし

雑損控除	災害・盗難・横領によって損害を受けたときに所得金額から控除できます。		
	【控除額】 A. (損失の金額－保険などにより補填された額)－(総所得金額等の10%) B. (災害関連支出の金額－保険などにより補填された額)－5万円 A・Bのいずれか多い金額		

配偶者控除	合計所得金額が1,000万円以下の納税者で、合計所得金額が48万円以下の配偶者がいる場合に配偶者控除が適用できます。			
	種別	納税者本人の合計所得		
		900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下
	控除額			
	一般	33万円	22万円	11万円
老人(70歳以上) <昭和29年1月1日以前に 生まれた人>	38万円	26万円	13万円	

配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円以下の納税者で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が480,001円～1,330,000円である場合に配偶者特別控除が適用できます。			
	配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得		
		900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下
	控除額			
	48万円超～ 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超～ 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超～ 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超～ 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超～ 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超～ 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超～ 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超～ 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

前年12月31日現在で生計を一にする親族（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）や児童福祉法の規定により里親に委託された児童及び老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の人を扶養親族として控除の対象にできます。

種 別	年 齢 要 件	控 除 額
年少扶養親族	0歳～15歳 (平成20年1月2日以降に生まれた人)	0円/人 (注意1)
一般扶養親族	16歳～18歳、23歳～69歳 (平成17年1月2日～平成20年1月1日に生まれた人) (昭和29年1月2日～平成13年1月1日に生まれた人)	38万円/人
特定扶養親族	19歳～22歳 (平成13年1月2日～平成17年1月1日に生まれた人)	45万円/人
老人扶養親族	70歳以上 (昭和29年1月1日以前に生まれた人)	38万円/人
同居老親扶養親族 (注意2)	70歳以上 (昭和29年1月1日以前に生まれた人)	45万円/人

(注意1) 年少扶養親族に対する扶養控除は平成24年度の市県民税から廃止となりました。

しかしながら、非課税限度額の判定や、寡婦控除、及び年少扶養親族が障害者に該当する際の障害者控除を受けるための要件には年少扶養親族も含まれますので、年末調整・確定申告時には年少扶養親族について申告していただく必要があります。

(注意2) 同居老親扶養親族とは、老人扶養親族のうち納税者本人又は本人の配偶者の直系尊属（両親、祖父母など）で、本人又は本人の配偶者と同居を常況としている人をいいます。

扶養控除

納税者本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、所得金額から控除できます。

【控除額】

・従来の医療費控除の場合<控除限度額：200万円>

(1年間に支払った医療費の額 - 保険金などにより補填される額) - (総所得金額等の5%か10万円のどちらか少ない金額)

・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の場合<控除限度額：8万8千円>

(1年間に支払ったスイッチOTC医薬品の購入額 - 保険金などにより補填される額) - 1万2千円

※従来の医療費控除との選択制のため、同時に適用を受けることはできません。

医療費控除